

平成26年度  
事業計画

社会福祉法人笠間市社会福祉協議会

## 基本方針

今日の社会福祉を取り巻く状況は、少子高齢化や家族形態の多様化、薄れゆく人間関係などにより、無縁社会と呼ばれる社会的孤立や子供・高齢者虐待など公的な制度だけでは解決しきれない様々な問題が発生しております。

こうした状況の中、本会では、地域福祉活動計画の基本理念である「誰もが安心して暮らせる地域社会」の実現に向け、地域の皆さんが地域を支える一員として地域福祉活動に参加できる仕組みづくりと地域福祉の担い手である人材の育成に力を注ぎ、地域の福祉力の向上に取り組んでまいります。

また、本年度は第2次笠間市地域福祉活動計画の策定年度であることから、各事業の成果や課題を抽出・検証し、「社協の特性を活かして何ができるのか」「社協にしかできないことは何か」を改めて問いかけながら、事業の推進に取り組んでまいります。

## 重点目標

### 1) 支部（地区）社協の活動支援と設立推進

各支部（地区）社協運営委員会との交流・情報交換により、それぞれの地域の特性を活かした福祉活動を支援します。また、未設置地域への支部（地区）社協設立を推進します。

### 2) ボランティア活動の推進

地域福祉の担い手であるボランティアの活動を支援するとともに、ボランティア養成講座や講習会等を開催し、ボランティア人材の発掘、育成に努めます。

### 3) 在宅福祉事業の推進

援助を必要とする人が、保健・医療・福祉の連携によりきめ細やかなサービスが受けられ、住み慣れた家庭や地域で安心して暮らせるよう支援してまいります。

#### 4) 介護保険サービス・障害者福祉サービスの充実

介護保険サービス・障害者福祉サービスについては、利用者のニーズに沿った良質なサービスの提供に努めます。

#### 5) 指定管理業務の適切な運営

笠間市より指定管理を受けている3事業について、目的に沿った効果的・効率的な管理運営に努めます。

### 事業実施計画

#### 1. 法人運営

- (1) 理事・監事・評議員の改選（平成26年7月18日任期満了）
- (2) 理事会・評議員会の開催（年4回程度）
- (3) 監査の実施（中間、決算）
- (4) 正副会長会議の開催（随時）
- (5) 部会・委員会の開催（随時）
- (6) 第2次笠間市地域福祉活動計画の策定  
地域福祉の推進に係る団体・機関、有識者等により策定委員会を設置する。
- (7) 社協会員の加入促進  
社協事業の周知を行い、一般、特別、法人会員の加入促進を図る。
- (8) 支部(地区)社協の支援と設立推進  
支部（地区）社協に会員会費の50%相当額を還元し、活動を支援するほか、年2回以上広報紙を発行した場合、会員会費の5%を広報助成金として支援する。

(9) 関係団体、関係機関との連携

行政、民児協、区長会、社会福祉施設等との連携・協力により、地域福祉を推進する。

(10) 笠間市社会福祉大会の開催

社会福祉功労者の表彰と社会福祉に対する意識の高揚を図るため開催する。

(11) 広報活動の実施

「かさま社協だより」の発行と、ホームページ等による情報提供を行う。

(12) 福祉人材の養成研修

学校・施設等から実習生や研修生を積極的に受け入れ、支援する。

2. 地域福祉事業

(1) 貸付事業の実施

相談体制を維持し、自立更生につながる生活福祉資金貸付（県社協事業）、小口資金貸付を行う。

(2) 心配ごと相談所の運営

心配ごと相談、法律相談を実施する。相談員研修を随時実施する。

(3) ボランティア活動の推進

- ① 新規講座の開設やボランティアセンターの機能を強化し、ボランティア活動にもっと多くの方が参加していただけるよう事業を推進する。
- ② 東日本大震災により今だ困難な生活を余儀なくされている東北3県の方々を支援するために、市民、市職員等に呼びかけ、引続き災害ボランティア活動を展開する。（年間5回程度）

(4) 配食・会食サービス事業の実施

食事づくりが困難な一人暮らし高齢者等に対し、ボランティアサークル等の協力を得て食生活の支援と心のふれあいを行う。

笠間支所は、本年度よりボランティアによる手作り弁当を月2

回にし、民間業者と合せて月4回の配食を実施する。

- (5) 福祉用具の貸出・斡旋  
車イス、ベッド、特殊車両等の貸出しと、介護用品の斡旋を行う。
- (6) 善意銀行の運営  
預託金の増収を図るとともに、地域福祉事業及びボランティア活動等への有効活用を図る。
- (7) 福祉バスの管理・運営  
福祉関係団体等の視察研修等に使用する。
- (8) 共同募金、歳末たすけあい配分事業の実施
  - ① 共同募金事業の実施  
高齢者福祉事業などへ配分、各種ボランティア講座の開催、福祉団体への助成、地区行事等への綿あめ機等の貸出など
  - ② 歳末たすけあい事業の実施  
歳末援護金の支給など

### 3. 委託事業

- (1) 地域ケアシステム推進事業  
在宅の高齢者、障がい者などに最適な医療・保健・福祉のサービスを提供するため、専門の関係者がチームを組んで対応する。また、一人暮らし高齢者等に対し、地域包括ケアの一員として関係機関と連携しながら取組みを推進する。
- (2) 親子通園事業  
就学前の心身の発達に不安をもつ親子への指導・個別相談等を実施する。  
笠間—「おひさま教室」、友部—「つくしんぼ教室」  
岩間—「すずらん教室」
- (3) 在宅福祉サービス事業  
友部支所に事務事業を集約し、高齢者や障がい者等のいる家庭に家事支援サービスや移送サービス等、住民参加による助け合い

事業を実施する。

(4) いきいきふれあい通所事業

要介護認定に該当しない高齢者に対し、生活訓練や趣味の活動を行い、閉じこもり防止及び要介護状態への進行を予防する。

(5) 日常生活自立支援事業

専門員を配置し、高齢者、障がい者が安心して日常生活ができるよう金銭管理等の支援を行う。なお、財産管理等が困難な市民が確実に増加していくことから、「成年後見制度」との係わり方について検討を進めていく。

(6) 家族介護教室

高齢者を介護している家族等に対し、介護に関する知識、技術の習得をねらいとして実施する。

(7) 在宅重度障がい者訪問入浴サービス事業

在宅の重度障がい者等に訪問入浴サービスを提供し、健康維持及び増進を図る。

(8) 障がい者等移動支援事業

障がい者等が社会生活上必要な外出及び余暇活動などの社会参加のための外出を支援する。

4. 指定管理業務

(1) 地域福祉センター（友部社会福祉会館）の管理運営  
年末年始のみ休館

(2) 福祉センターいわまの管理運営

一般開放日（木曜日）に「手打ちそば」を提供する。また、いきいきふれあい通所事業や配食事業などの実施により施設の有効活用を図る。

(3) 障害者福祉センター事業

本年度より、地域活動支援センターⅢ型事業から就労継続支援B型事業（就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他

必要な支援を行う事業)に移行し運営する。

主たる事業所：障害者福祉センターともべ「たけのこ」

従たる事業所：障害者福祉センターいわま「あおぞら」

また、利用希望者に対し新規に送迎サービスを導入する。

5. 介護保険事業、障害者自立事業

居宅介護支援事業、訪問介護事業、訪問入浴介護事業、通所介護事業、障害者自立支援事業について、利用者本位の良質なサービス提供に努める。

なお、介護保険制度の改正等の動向を注視し、適切な対応を図っていく。